



会則・細則の一部改定

臨時幹事会で議決した運営委員会の廃止と幹事の変更に伴い、会則・細則の一部改定を行う。

会則の改定

条	改定前	改定案
第9条 (役員)	3. 幹事は・・・コマツ	3. 幹事は・・・東京都下水道サービス 下記参照
第18条 (委員会)	・・・運営委員会および技術委員会を設置する。	・・・技術委員会を設置する。 下記参照
第19条 (運営資金)	・・・運営委員会に諮り、幹事会の議決により	・・・幹事会の議決により 下記参照

細則の改定

条	改定前	改定案
第1条 (入会金、年会費)	(注1)・・・コマツ・ジオスター(株)に適用する。	(注1)・ジオスター(株)に適用する 下記参照
第2条 (本研究会の組織)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">運営委員会</div> (各社)	削除 下記参照
第3条 (成果の帰属)	・・・運営委員会で協議し、幹事会の承認を得て決定するものとする。	・・・幹事会の承認を得て決定するものとする。 下記参照

第3章 役員等

(役員)

第9条 本研究会には、次の役員を置く。

3. 幹事は株式会社大林組、鹿島建設株式会社、株式会社熊谷組、佐藤工業株式会社、ジオスター株式会社、大成建設株式会社及び東京都下水道サービス株式会社の研究会代表者をもってあてる。

第5章 委員会

(委員会)

第18条 本研究会の事業の円滑な運営を図るために、技術委員会を設置する。その他、必要と認めるときは別途委員会を置くことができる。

(運営資金)

第19条 本研究会の運営資金は、入会金、年会費、その他の収入等とする。ただし幹事会の決議により必要とされた場合は、臨時会費を徴収することができる。

細 則

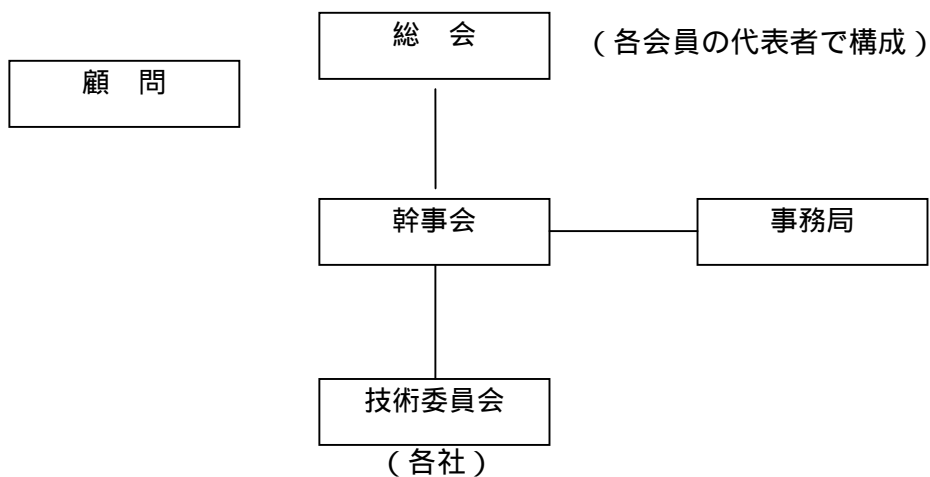
(入会金、年会費)

第1条 本研究会の会則第19条に定める入会金、年会費の額は次の通りとする。

- (注1) 特別年会費は、特許権利会社 東京都下水道サービス(株)・(株)熊谷組・(株)大林組・佐藤工業(株)・ジオスター(株)に適用する。

(本研究会の組織)

第2条 本研究会の組織は、下図の通りとする。



(成果の帰属)

第3条 会則第22条に定める研究開発成果を工業所有権として出願する場合は、技術委員会で協議し、幹事会の承認を得た成果の帰属者が行うものとする。ただし、他の会員は当該成果を実施できるものとし、実施の条件等は、幹事会の承認を得て決定するものとする。